

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）により行うので公告する。  
本業務は、業務説明書の交付等を電子入札システムで行い、契約手続きにかかる書類の授受を紙方式で行う業務である。

- 1 掲載日 令和7年5月26日
- 2 掲載責任者 支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房参事官（経理）須田 亙
- 3 担当部局 〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省農村振興局整備部水資源課水資源企画班調整係  
電話03-3502-8111（内線5538）
- 4 業務内容等
  - (1) 業務名 令和7年度小水力発電施設の維持管理等の事例調査業務
  - (2) 業務内容 農業農村整備事業で整備した小水力発電施設の多くは発電量が小さく、固定価格買取制度（FIT）を活用することによって発電事業会計を安定させている施設が多い。今後、FITの調達期間を終了する施設が増加することが見込まれていることから、小水力発電施設を長期安定的に運営する方策を検討する必要がある。  
また、農業水利施設は、引き続き小水力発電施設を設置できるポテンシャルを有していると考えられ、民間企業の技術や知見を活用することにより、農業水利施設が持つポテンシャルを有効活用できるものと考えられる。  
このため、本業務は、小水力発電施設の維持管理に係る経費を削減する工夫や収支を安定させる工夫をした事例を収集するとともに、発電適地における整備が進むなど、従来より経済性等の観点から整備可否の判断が難しい状況下において、近年小水力発電施設を計画、整備した事例を収集し、必要な情報を整理するものである。
  - (3) 履行期限 契約締結の日から令和8年3月10日まで
  - (4) 入札契約方式 一般競争入札（総合評価落札方式）  
本業務は、一般競争入札により、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）で実施するものである。
  - (5) 本業務は、入札説明書の交付、技術提案書の提出・受領に関わる確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。  
ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する「紙入札による申出書」を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
  - (6) 本業務は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う業務である。
  - (7) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。
  - (8) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に

新たに「履行確実性」を乗じて技術評価を行う試行対象業務である。

- (9) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）に基づき指名停止等の措置を講じる。

## 5 競争参加資格要件及び評価基準

### (1) 入札参加者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 農林水産省における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうちA、B又はC等級の確認を受けていること。ただし、競争参加資格の認定を受けていない者も下記7により申請書及び技術提案書を提出することができるが、当該競争に参加するためには、落札決定時まで当該資格の認定を受けていなければならない。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、上記ウの確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、農林水産省大臣官房参事官（経理）が別に定める手続（令和7・8年度競争参加資格審査の申請等のお知らせ（令和6年11月1日公示：「競争参加者の資格に関する公示」））に基づいて一般競争入札参加資格の再確認を受けている者であることを要する。

オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

カ 農林水産省大臣官房参事官（経理）及び地方農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

### (2) 資本関係又は人的関係に関する要件

同一入札に参加しようとする複数の者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

### (3) 技術提案書の評価基準（技術点に関する基準）

ア 企業の技術力（専門技術力、業務実施体制等）

納品後における重大なミスが発覚等による契約不適合の有無、災害活動実績、表彰実績、再委託の内容、ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況、賃上げの実施の表明等

イ 予定管理技術者の技術力（資格要件、業務執行技術力等）

予定管理技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取組状況、手持ち業務の状況

ウ 業務への取組方針（実施方針、特定テーマに対する技術提案等）

事業目的・業務内容の理解度、提案内容の的確性、実施手順・体制の妥当性、成果の確実性、特定テーマの実現性・独創性等

## 6 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札方式により配布する。

交付期間は、別表の①に示す日時。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申込みを行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

なお、所定の交付期間、場所及び方法により入札説明書の交付を受けなかった者は申請書及び技術提案書を提出できない。

(1) 交付期間 別表の①に示す日時

(2) 交付場所 〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省農村振興局総務課企画官  
電話03-3502-8111 (内線5408)

(3) その他 交付は無料である。

## 7 申請書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 提出方法

#### ア 電子入札方式の場合

本業務に係る申請書及び技術提案書の提出を希望する者は、入札説明書に示す申請書及び技術提案書の様式により作成し、電子入札方式によりそれぞれ提出期間内に提出するものとする。

なお、提出資料についてはPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。

また、技術提案書について添付資料等により合計容量を超過する場合は、紙により提出期間内に必着で下記(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「特定信書便」という。)のいずれかの方法にて提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

#### イ 紙入札方式の場合

本業務に係る申請書及び技術提案書の提出を希望する者は、入札説明書に示す申請書及び技術提案書の様式により作成し、それぞれ提出期間内に必着で下記(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、特定信書便のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

(2) 提出先 上記6の(2)に同じ

### (3) 提出期間

ア 申請書 別表の②に示す日時

イ 技術提案書 別表の③に示す日時

(4) 技術提案書のヒアリングの有無 無

(5) 上記6に示す入札説明書の交付期間、場所及び方法により入札説明書の交付を受けた事実が確認されない場合は、提出された申請書及び技術提案書を無効とし、競争参加資格なしとする。

## 8 入札及び開札

### (1) 入札の日時

#### ア 電子入札方式による入札

別表の③に示す日時

#### イ 紙入札方式による入札

別表の③に示す期限までに、技術提案書とともに上記6の(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、特定信書便のいずれかの方法で提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

#### ウ 業務費内訳書の提出

入札参加者は、第1回の入札に際し、入札書に記載された金額に対応した業務費内訳書(様式は入札説明書に示す。)を提出すること。

### (2) 開札の日時 別表の④に示す日時

### (3) 開札の場所 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省大臣官房予算課入札室(本館1階ドアNo.本153)

## 9 総合評価に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)の総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

#### ア 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限内であること。 なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当と認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者とするところがある。

また、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

#### イ 入札に係る技術等が、公告(これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。)において明らかにした技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち必須とされた項目の最低限の要求を全て満たしていること。

#### ウ 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

### (2) 総合評価の方法

#### ア 評価値の算出方法

総合評価は、イの当該入札者の入札価格から求められる価格点とウにより得られた技術点との合計による評価値をもって行う。

評価値 = 価格点 + 技術点

#### イ 価格点の算出方法

価格点の算出方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は38.75点とする。

#### ウ 技術点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記（ア）、（イ）、（ウ）の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高評価点は77.5点とする。

（ア）企業・予定管理技術者の技術力（資格要件・業務執行技術力等）

（イ）業務への取組方針（実施方針に対する技術提案等）

（ウ）技術提案の履行確実性

技術点の算出方法は以下のとおりとする。

技術点＝（ア）に係る評価点

＋ {（イ）に係る評価点×（ウ）の評価に基づく履行確実性度}

（エ）履行確実性に関するヒアリング

履行確実性の審査にかかるヒアリングの実施及びヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

## 10 その他

（１）詳細は入札説明書による。

（２）手続における交渉の有無 無

（３）入札保証金 免除

（４）契約保証金 免除

（５）入札の無効

本公告に示した入札参加者の資格要件を満たさない者の入札、技術提案書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（６）契約書作成の要否 要

（７）手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に限る。

（８）関連情報を入手するための照会窓口は、上記３に同じ。

（９）発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ・自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ・指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ・自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ・公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ・公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

- ・ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ・ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ・ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表

①	入札説明書の交付期間	令和7年5月27日から令和7年6月10日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで
②	申請書の提出期間	令和7年5月27日から令和7年6月10日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで
③	技術提案書及び入札書の提出期間	令和7年6月26日から令和7年7月1日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで
④	開札日時	令和7年7月22日午前10時30分

注：「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。